

新千葉市立病院改革プラン用語集

[千葉保健医療圏]

医療圏とは、都道府県が病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこととて、1次、2次、3次と区分されており、その中で一般的な入院・治療を担う2次保健医療圏として千葉保健医療圏（千葉市）がある。

千葉県としては、その他に東葛南部保健医療圏（市川、船橋、習志野市）や市原（市原市）保健医療圏など9か所に区分される。

[急性期]

症状・徴候の発現が急激で、生命の危機状態にあり、経過が短い状態。また手術による症状が急激に現れ全身管理を必要とする時期。

[病床利用率]

病院のベッドの利用状況を示す指標。（24時現在の患者数+1日に退院した患者数）／病床数×100で算出。総務省は公立病院改革ガイドラインで、3年連続で利用率が70%未満の病院は、病床数の削減や19床以下の診療所への移行が「適当」としている。

[災害拠点病院]

24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有する病院。要件としては、建物が耐震耐火構造であることや近接にヘリポートが確保できることなどがあり、千葉市内では海浜病院のほか千葉大学医学部附属病院と千葉県救急医療センターが指定されている。

[第二種感染症指定医療機関]

感染症予防法で規定されている感染症のなかで、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患者を治療する医療施設。コレラなどの2類の感染症を扱う第二種感染症指定医療機関のほかに、エボラ出血熱などの1類の感染症などを扱う第一種感染症指定医療機関（1・2類感染症患者）、結核指定医療機関（結核患者）がある。

[緩和ケア]

緩和ケアは、治癒を目的とした治療に反応しなくなった患者に対し、単に身体症状のコントロールだけではなく、こころのケアなども同時に行い、様々な苦痛症状を緩和するために行われるものである。

[造血器悪性腫瘍]

白血病、悪性リンパ腫などの血液疾患のことを言う。

[地域周産期母子医療センター]

産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期（妊娠22週から生後7日未満までの期間）に係る比較的高度な医療を24時間体制で提供することができる医療施設で都道府県が認定し、その設備等に応じて総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターの2種類に区分される。

千葉保健医療圏では、海浜病院のみであり、県内では総合が亀田総合病院や八千代医療センター、地域では船橋市立医療センターなど5か所がある。

[D P C]

D P C (Diagnosis Procedure Combination 診断群分類) とは、従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者の病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省が定めた1日当たりの診断群分類点数をもとに医療費を計算する新しい定額払いの会計方式である。

D P Cの適用病院になるためには、2年間厚生労働省へD P Cの診療データを送付する(D P C準備病院) 必要がある。

[S P D]

S P D (Supply(供給) Processing(加工) Distribution(分配)) とは、物品の供給、在庫、加工などの物流管理を中央化及び外注化することにより、診療現場の物品を柔軟かつ円滑に管理しようとする手法を意味しており、青葉病院では開院時より物流管理システムとしてS P Dを導入している。

[地域救命救急センター]

救命救急センターとは、急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関であり、千葉医療圏では千葉県救急医療センターが指定されている。

地域救命救急センターとは、同一医療圏内に救命救急センターがある場合でも、最寄りの救命救急センターへのアクセスに時間を要する地域(概ね60分以上)において設置が認められている10床以上20床未満の小型の救命救急センターである。

[がん診療連携拠点病院]

がん診療連携拠点病院とは、全国どこでも「質の高いがん医療」を提供することを目指して、厚生労働大臣が指定した病院であり、都道府県に1か所整備することとなっており、千葉県では、千葉県がんセンターが位置づけられている。

また、その他に5大がん(肺がん、胃がん、肝臓がん、大腸がん及び乳がん)に対して、手術や化学療法(抗がん剤治療)、放射線治療など集学的がん治療を提供できる医療機関として、地域がん診療連携拠点病院がある。

千葉医療圏では、千葉大学医学部附属病院、国立病院機構千葉医療センターが指定されている。

[地域医療支援病院]

紹介患者に対する医療提供(かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む)に、医療機器等の共同利用や研修等を通じて「かかりつけ医」を支援し、地域医療の確保を図ることを目的として、都道府県知事が認定する医療施設のことである。

千葉医療圏では、千葉県こども病院及び国立病院機構千葉医療センターが認定されている。

[クリニカルパス]

クリニカルパスとは、治療・検査やケアなどの治療内容とタイムスケジュールを明確にした診療計画書であり、患者は、いつ検査、手術をするかということがわかり、入院生活の不安軽減につながるとともに、医療スタッフにとっても、治療スケジュールが明確化かつ共通化され、チームとしての医療サービス提供に資するものである。